瀬戸市専用水道事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）及び水道法施行規則（昭和３２年厚生省令第４５号）の専用水道の届出に係る事項について、必要な事項を定めるものとする。

（設計確認の申請）

第２条　法第３３条第１項の申請書は、専用水道確認申請書（様式第１号）及び工事設計書（様式第２号）によるものとする。

２　市長は、前項の規定による申請について、布設工事の設計が法第５条に規定する施設基準に適合すると認めたときは専用水道布設工事設計適合通知書（様式第３号）により、適合しないと認めたときは専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第４号）により、適合するかどうかを判断することができないときは専用水道布設工事設計確認不能通知書（様式第５号）により申請者に通知する。

３　前項の通知は、法第３３条第６項の規定により、申請を受理した日から起算して３０日以内に行う。

（確認申請書記載事項の変更の届出）

第３条　法第３３条第３項の規定による記載事項の変更の届出は、専用水道確認申請書記載事項変更届（様式第６号）によるものとする。

（給水開始の届出）

第４条 法第３４条第１項において準用する法第１３条第１項の規定による給水開始の届出は、給水開始届（様式第７号）によるものとする。

（水道技術管理者設置の届出等）

第５条　専用水道の設置者（以下「設置者」という。）は、法第３４条第１項において準用する法第１９条第１項の規定により水道技術管理者を設置したときは、１０日以内に水道技術管理者設置（変更）届（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

２　設置者は、前項の届出書に記載した水道技術管理者を変更したときは、変更した日から１０日以内に前項の届出書により提出しなければならない。

（業務委託の届出等）

第６条　法第３４条第１項において準用する法第２４条の３第２項の規定による業務委託の届出は、専用水道業務委託届（様式第９号）により、業務委託の契約失効の届出は、専用水道業務委託契約失効届（様式第１０号）により行うものとする。このとき、業務委託契約の失効により専用水道の水道技術管理者が不在とならないよう留意しなければならない。

２　設置者は、専用水道業務委託届の記載事項を変更したときは、変更した日から１０日以内に専用水道業務委託変更届（様式第１１号）を市長に提出しなければならない。

３　第１項の業務委託を受けたもの（以下「受託者」という。）は、業務委託後１０日以内に受託水道業務技術管理者設置（変更）届（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。

４　受託者は、前項の届出書に記載した受託水道業務技術管理者を変更したときは、変更した日から１０日以内に前項の届出書により提出しなければならない。

（廃止の届出）

第７条　 設置者は、専用水道を廃止したときは、廃止の日から１０日以内に専用水道

　廃止届（様式第１３号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

専用水道確認申請書

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

申請者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道布設工事の確認を受けたいので、水道法第３３条第１項の規定により別紙関係書類を添えて申請します。

記

１ 専用水道の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 工事の種別（該当する番号に○を付けること。）

⑴ 専用水道の新たな布設工事

⑵ 既設専用水道に係る布設工事

確認年月日及び通知番号 年 月 日

第 号

（添付書類）

⑴ 工事設計書

⑵ 水の供給を受ける者の人数を記載した書類

⑶ 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

⑷ 水道施設の位置を明らかにする地図

⑸ 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

⑹ 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

⑺ 導水管きょ、送水管、配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

様式第２号（第２条関係）

工事設計書

専用水道の名称

設置場所（所在地）

１ 給水量

⑴ 一日最大給水量

⑵ 一日平均給水量

２ 水源の種別及び取水地点

３ 水源水量の概算

４ 原水水質試験結果書（水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項について実施した試験結果を記入したもの）

５ 水道施設の概要（取水施設、浄水施設、送水施設、配水施設等）

６ 水道施設の位置（標高及び水位を明記）、規模及び構造

７ 浄水方法

８ 工事着手予定年月日 ～ 工事完了予定年月日

様式第３号（第２条関係）

第 　　　　 号

　　年 　　月 　　日

専用水道布設工事設計適合通知書

申請者　住所

氏名 　殿

瀬戸市長

　　年 　月 　日付けで申請のありました専用水道の布設工事の設計確認につきましては、水道法第５条の規定による施設基準に適合するものであることを確認しましたので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 水道施設の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 水道事務所の所在地

様式第４号（第２条関係）

第 　　　　 号

　　年 　　月 　　日

専用水道布設工事設計不適合通知書

申請者　住所

氏名 　殿

瀬戸市長

　　年 　月 　日付けで申請のありました専用水道の布設工事の設計確認につきましては、水道法第５条の規定による施設基準に適合しないので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 水道施設の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 水道事務所の所在地

４ 不適合の理由

様式第５号（第２条関係）

第 　　　　 号

　　年 　　月 　　日

専用水道布設工事設計確認不能通知書

申請者　住所

氏名 　殿

瀬戸市長

　　年 　月 　日付けで申請のありました専用水道の布設工事の設計確認につきましては、下記の理由により、水道法第５条の規定による施設基準に適合するか否かの判断をすることができませんので、同法第３３条第５項の規定により通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 水道施設の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 水道事務所の所在地

４ 確認不能の理由

様式第６号（第３条関係）

専用水道確認申請書記載事項変更届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道確認申請書の記載事項に変更が生じたので、水道法第３３条第３項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 変更事項

変更前

変更後

４ 変更年月日

５ 変更理由

（注意事項）

※ 布設工事の内容、１日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更もしくは水道施設の新増設及び改造については、設計確認を申請すること。

様式第７号（第４条関係）

給水開始届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道の給水を開始するので、水道法第３４条第１項において準用する同法第１３条第１項の規定により届け出ます。

記

１ 専用水道の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 専用水道確認年月日及び通知番号

４ 給水開始予定年月日

５ 工事完了年月日

６ 給水区域

７ 水質検査の結果

８ 施設検査の結果

様式第８号（第５条関係）

水道技術管理者設置（変更）届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり水道技術管理者を設置（変更）したので、水道法第３４条第１項において準用する法第１９条第１項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 水道技術管理者設置（変更）年月日

３ 水道技術管理者の住所及び氏名

４ 水道技術管理者の資格要件の該当

（添付書類）

水道技術管理者の資格を有する証明書類を添付すること。

様式第９号（第６条関係）

専用水道業務委託届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道の管理に関する技術上の業務を委託したので、水道法第３４条第１項において準用する同法第２４条の３第２項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 水道管理業務受託者　　　　住所

（法人にあっては、主たる事務

所の所在地及び名称、代表者の　　　　氏名

氏名）

３ 委託した業務の範囲

４ 委託業務契約期間

（添付書類）

管理業務の全部（一部）に関する委託契約書の写しを添付すること。

様式第１０号（第６条関係）

専用水道業務委託契約失効届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道の業務委託契約が失効したので、水道法第３４条第１項において準用する同法第２４条の３第２項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 水道管理業務受託者　　　　住所

（法人にあっては、主たる事務

所の所在地及び名称、代表者の　　　　氏名

氏名）

３ 委託した業務の範囲

４ 失効年月日

５ 当該契約が失効した理由

（注意事項）

同日付で新たに業務委託契約を締結しない場合は水道技術管理者設置（変更）届（様式第８号）を提出し、水道技術管理者が不在とならないよう留意すること。

様式第１１号（第６条関係）

専用水道業務委託変更届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道業務委託届の記載事項を変更したので瀬戸市専用水道事務取扱要領第６条第２項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 変更事項

変更前

変更後

３ 変更年月日

４ 変更理由

様式第１２号（第６条関係）

受託水道業務技術管理者設置（変更）届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

受託水道業務技術管理者を設置（変更）したので、瀬戸市専用水道事務取扱要領第６条第３項及び第４項の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 受託水道業務技術管理者設置（変更）年月日

３ 受託水道業務技術管理者の住所及び氏名

４ 受託水道業務技術管理者の資格要件の該当

（添付書類）

水道技術管理者の資格を有する証明書類を添付すること。

様式第１３号（第７条関係）

専用水道廃止届

　　年　　月　　日

（宛先）瀬戸市長

住所

届出者

氏名

（法人にあっては、主たる

事務所の所在地及び名称、

代表者の氏名）

次のとおり専用水道を廃止したので、瀬戸市専用水道事務取扱要領第７条の規定により届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１ 専用水道の名称

２ 設置場所（所在地）

３ 専用水道確認年月日

及び通知番号

４ 廃止年月日

５ 廃止の理由